


平成21年度

予算概算要求の主要事項（抄）

平成20年8月

 厚生労働省

【計数については、整理上、変動があり得る。】

I 平成21年度

予算概算要求総括表

平成21年度 厚生労働省予算概算要求総括表

一般会計

(単位：億円)

区 分	平成20年度 予 算 額 (A)	平成21年度 要求・要望額 (B)	増 △ 減 額 (B) - (A)
一 般 会 計	221,223	229,515	8,292
年金・医療等 に係る経費	207,697	214,085	6,389
義務的経費 人 件 費	5,632	6,036	404
公共事業関係費 (水 道)	709	674	△35
そ の 他 経 費	7,185	8,720	1,535

(注1) 平成21年度要求・要望額は、「重要課題推進枠」を含んでいる。また、政府管掌健康保険の公
法人への移行等に伴う経費区分の変更を含んでいるため、増△減額が概算要求基準と一致しな
いものがある。

(注2) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

○ 年金・医療等に係る経費について、概算要求基準の範囲内に収めるための方策
については、同経費に関連して、新たな安定財源（税制上の措置）が確保された
場合の取扱いを含め、予算編成過程において引き続き検討する。

○ 予算編成過程で検討

1. 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに係る経費
2. 少子化対策につき国が負担することとなる経費
3. 新たな年金記録管理体制の確立に係る経費
4. 高齢者医療の円滑運営対策に係る経費
5. 旧政管健保（「協会けんぽ」）の特例措置の取扱いに係る経費 等

特別会計

(単位：億円)

区 分	平成 20 年度 予 算 額 (A)	平成 21 年度 要求・要望額 (B)	増 △ 減 額 (B) - (A)
特 別 会 計	767,896	785,500	17,604
労働保険特別会計	33,174	33,319	145
年金特別会計	732,535	749,948	17,414
国立高度専門 医療センター特別会計	1,520	1,717	197
船員保険特別会計	667	515	△152

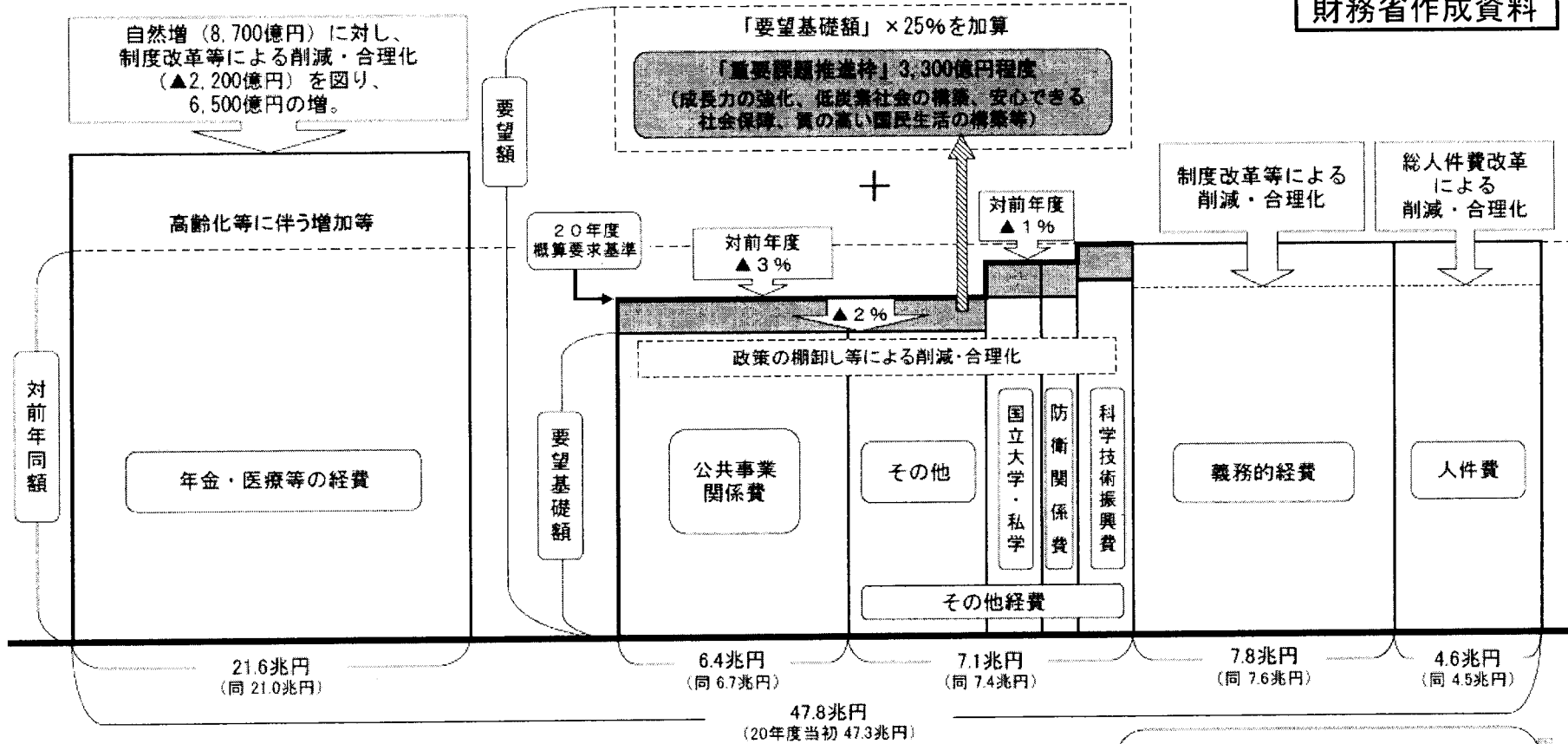
(注1) 特別会計の金額は、それぞれの勘定の歳出額を合計したものである。ただし、労働保険特別会計においては、徴収勘定を除いたものである。

(注2) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

(注3) 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）附則第67条の規定に基づき、国立高度専門医療センター特別会計は平成21年度の末日、船員保険特別会計は日本年金機構法（平成19年法律第109号）の施行の日の前日までの期間に限り設置することとされている。

平成21年度 一般歳出の概算要求基準の考え方

財務省作成資料

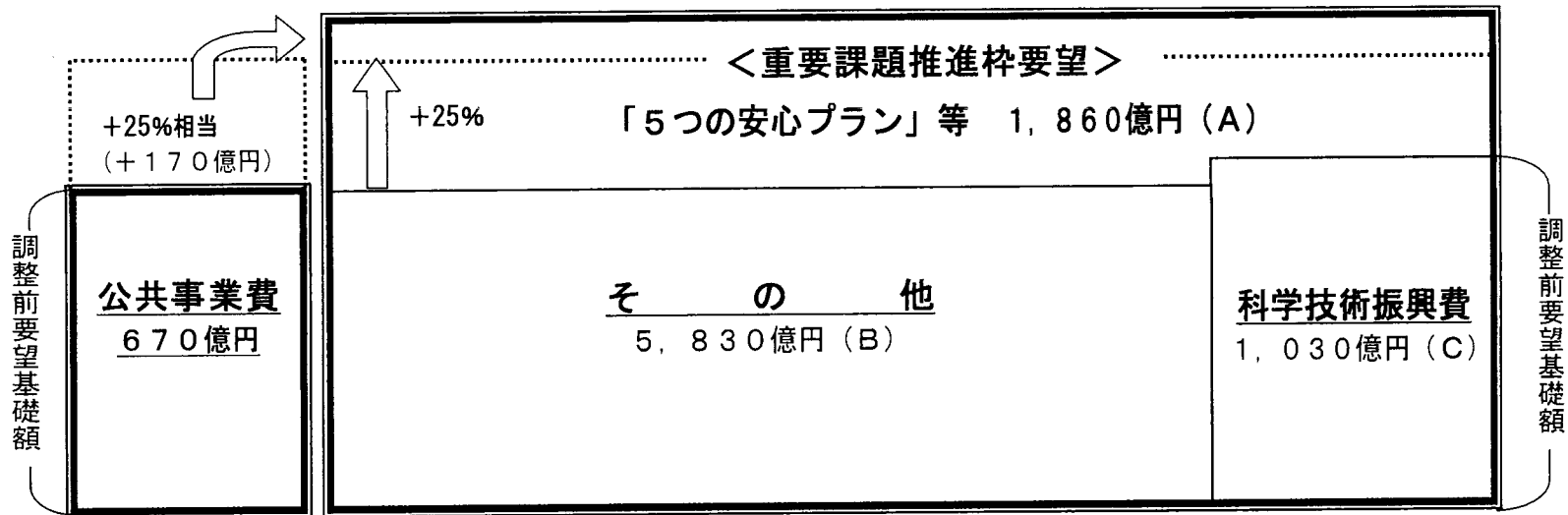


※ 「重要課題推進枠」とは、「基本方針2008」の第2章「成長力の強化」、第3章「低炭素社会の構築」、第5章「安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築」(食料の安定供給、資源・エネルギーの安定供給等を含む。)等に掲げられたもののうち、緊急性や政策効果が特に高い事業・技術開発に必要な経費として加算するもの。

(参考) 21年度概算要求基準の増減額

年金・医療等の経費	+6,500億円
公共事業関係費	▲2,000億円
その他経費	▲1,400億円
重要課題推進枠	+3,300億円
公共事業関係費	▲1,300億円
その他経費	▲1,500億円
特殊要因加減算等	+2,000億円
合計	+5,600億円

平成21年度 厚生労働省概算要求（重要課題推進枠関係）



(注) 太枠：平成21年度概算要求分

(A) + (B) + (C) = 約 8,700億円

【参考】

- 1 厚生労働省の▲2%控除額
▲157億円（公共：▲14億円、 その他経費（科振費含む）：▲143億円）
- 2 政府全体

	公共事業関係費	その他経費（科学技術振興費等含む）	計
20年度予算	6.7兆円	7.4兆円	14.1兆円
▲2%控除額	▲1,300億円	▲1,500億円	▲2,800億円
重要課題推進枠	-	-	+3,300億円

平成21年度 厚生労働省所管予算に係る概算要求基準

I. 年金・医療等に係る経費

前年度当初予算額に6,500億円を加算した額 (注) 自然増8,700億円に対する削減額2,200億円
年金・医療等に係る経費等特定の経費に関連して、新たな安定財源(税制上の措置)が確保された場合の取扱いについては、
予算編成過程で検討

II. 予算配分の重点化促進のための加算

「重要課題推進枠」(3,300億円程度)を新設し、成長力の強化、低炭素社会の構築、安心できる社会保障、質の高い国民生活の構築等、「基本方針2008」で示された重点課題のうち、緊急性や政策効果が特に高い事業に対して重点配分

III. 予算編成過程における別途検討事項

- 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに係る経費
- 少子化対策につき国が負担することとなる経費
- 新たな年金記録管理体制の確立に係る経費
- 高齢者医療の円滑運営対策に係る経費
- 旧政管健保(「協会けんぽ」)の特例措置の取扱いに係る経費 等

IV. その他

- (1) 公共事業関係費 : 前年度予算額から▲3%減
- (2) その他経費(I及び(1)以外の経費のうち、人件費及び義務的経費を除く経費、以下同じ)
 - 科学技術振興費 : 前年度予算額と同額
 - その他(国立大学法人運営費、私立学校振興費、防衛関係費を除く) : 前年度予算額から▲3%減
- (3) 上記IIのとおり、所管を越えた予算配分の重点化を促進するため、政策の棚卸し等を通じ、財源を捻出(公共事業関係費及びその他経費につき、上記の基準額から更に▲2%分を充当)
- (4) 公共事業関係費及びその他経費については、25%増の要望額を確保

主 な 施 策

○ 「新雇用戦略」の推進

○ 高齢者医療制度の見直しなど
持続可能で安心できる医療保険制度の構築

○ 持続可能で安心できる年金制度の構築

○ 新型インフルエンザ対策の推進

持続可能で安心できる年金制度の構築

(1) 年金国庫負担率の引き上げ

■ 施策の方向性

年金制度については、持続可能で安心できる制度を構築するため、基礎年金国庫負担割合の2分の1の実現を図る。

※ 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに係る経費の平成21年度における取扱いについては、「基本方針2008」に基づく税体系の抜本的な改革と併せて予算編成過程において検討する。

(2) 年金記録問題への対応

■ 施策の方向性

年金記録の管理等に対する国民の皆様の不信感を払拭するため、引き続き徹底的かつ迅速に対策を進める。

※ 「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」（平成19年7月5日政府・与党合意）に基づく年金記録問題への対応に係る経費の取扱いについては、財政に係る合理化のための努力と併せて今後の予算編成過程において検討する。

第5 高齢者等が生き生きと安心して暮らせる 福祉社会の実現

高齢者が生き生きと安心して暮らせる健康現役社会を実現するため、安心して質の高い介護サービスの提供のための安定的・効率的な介護保険制度の運営、福祉・介護サービスを担う人材の確保を行うとともに、医療も含めた総合的な認知症対策や介護予防対策等の関連施策を推進する。また、65歳までの雇用機会の確保、団塊世代の定年退職者の再就職支援等により、いくつになっても働ける社会の実現に向けた環境整備を図る。

年金制度については、持続可能で安心できる制度を構築するため、基礎年金国庫負担割合の2分の1の実現を図る。

また、生活保護制度については、生活保護受給者の自立を支援するため各自治体における自立支援プログラムの策定を推進する。

1 安心して質の高い介護サービスの確保 2兆1,179億円(2兆396億円)

(1) 地域における介護基盤の整備 431億円

地域における介護施設を整備するとともに、高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立し、安心して暮らし続けることができるよう、国土交通省との連携を図りつつ、地域福祉拠点としての公的賃貸住宅団地等の再整備(安心住空間創出プロジェクト)やケア付き住宅の整備を促進するほか、地域の高齢者の相互交流を促進する拠点づくり(ふれあい広場(仮称)事業)等を推進する。また、介護療養病床の介護療養型老人保健施設等への転換整備を重点的に進めていく。

(2) 安定的・効率的な介護保険制度の運営 2兆529億円

要介護認定の適正化やケアマネジメントの適切化をはじめとする適正化対策を推進するとともに、介護従事者等の処遇改善に資するよう、介護事業所の経営や介護従事者の実態に関する調査結果を十分に精査・分析し、平成21年4月に適切な介護報酬を設定するなど、安定的・効率的な介護保険制度運営に努める。

(3) 介護サービスの質の向上及び医療との連携促進 219億円

① 認知症対策の総合的な推進 (第5-3(次ページ)で詳述) 48億円

② 地域における人材の確保(新規)(第5-2(次ページ)で詳述) 5.3億円

③ 訪問看護支援事業の実施(新規) 3.2億円

在宅療養の充実を図るため、広域対応訪問看護ネットワークセンターにおいて、訪問看護ステーションの請求業務等を支援する。

2 福祉・介護人材確保対策の推進

173億円(44億円)

(1) 従事者の確保の推進

58億円

① 潜在的有資格者等の参入支援(新規)

介護福祉士等の潜在的有資格者に対する再就労のための研修の実施、複数の事業所等が連携して行う求人説明会や研修会の実施、学生・高齢者等に対する職場体験の提供、実習受入施設のレベル向上のための講習会の実施などを通じ、福祉・介護人材の参入の促進を図る。

② 新たに福祉・介護に従事した者の定着の促進(新規)

新たに福祉・介護サービスに従事した者に対し、巡回相談等により個々のフォローアップを行い、必要に応じて事業者に助言を行うことにより、福祉・介護人材の定着促進を図る。

③ 高校等と事業者が連携した進路指導の支援(新規)

高等学校、養成施設等の学生や教員に対し、進路選択や進路指導に資する説明会等を実施することにより、福祉・介護サービスへ向けた進路選択を支援する。

(2) 地域における人材の確保(新規)

5.3億円

主に高齢者・団塊の世代を対象に簡易な研修(介護サポーター養成研修(仮称))を実施し、地域における介護・福祉の担い手の養成及び社会参加の促進を図るとともに、ホームヘルパーの資格を有しながら就労していない潜在的有資格者に対する相談支援等を実施することを通じて、地域において介護の現場を支えるマンパワーを安定的に確保する。

(3) 介護労働者等の確保・定着(再掲・45ページ参照)

110億円

3 認知症対策の総合的な推進

48億円(21億円)

認知症疾患医療センター及び地域包括支援センターへの医療・介護連携担当者の配置をはじめ、若年性認知症に関する総合的な対策など、研究開発の推進から医療、介護現場での連携・支援に至るまで、認知症の医療と生活の質を高める施策を総合的に推進する。

4 地域福祉の再構築

地域において様々な生活課題を抱えている者を早期に発見し、公的な福祉サービスや地域の支え合いなどによって問題解決を図っていくため、例えば、市町村が行う全戸訪問調査や要援護者マップづくり、相談窓口の一元化などの取組を支援し、高齢者等への虐待や孤立死の防止、災害時の要援護者対策等を推進する。

(セーフティネット支援対策等事業費補助金(255億円)の内数)

5 いくつになっても働ける社会の実現(再掲・38ページ参照)

623億円(546億円)

- | | |
|------------------------------|-------|
| (1) 希望すれば働き続けられる高齢者雇用の促進 | 317億円 |
| (2) 団塊の世代が活躍できる環境の整備 | 71億円 |
| (3) 多様な形態の就業による高齢者の生きがい対策の推進 | 170億円 |

6 ひきこもりやホームレス等への支援

31億円(31億円)

(1) ひきこもり対策の推進(新規)

ひきこもりの問題の早期発見・早期対応のため、ひきこもりの状態にある本人や家族からの相談等の支援を行う「ひきこもり地域支援センター」(仮称)を都道府県等に整備する。

(セーフティネット支援対策等事業費補助金(255億円)の内数)

(2) ホームレス自立支援の推進

31億円

ホームレスの自立支援を推進するため、巡回相談活動を行う総合相談推進事業や就業機会の確保を図るための就業支援事業等を実施する。

また、ホームレス自立支援事業については、自立支援センターの設置の際に、民間賃貸住宅等の空き住戸などを活用し、ホームレスの社会復帰が円滑に行われるよう支援する。

7 刑務所出所者等に対する社会復帰支援

9億円(1.7億円)

(1) 刑務所出所者等の地域生活定着支援(新規) 6.1億円

各都道府県の保護観察所と協働して進める「地域生活定着支援センター」(仮称)により、刑務所入所中から、福祉サービス(障害者手帳の発給、年金受給など)に繋げる準備を行い、刑務所出所者等の社会復帰を支援する。

(2) 刑務所出所者等に対する就労支援の推進(再掲・40ページ参照)

2.9億円

8 自立支援に重点をおいた生活保護制度の適正な実施

2兆769億円(2兆162億円)

生活保護受給者の自立を支援するため、各自治体における自立支援プログラムの策定を推進するとともに、個々の実情に応じた就労支援等を着実に実施する。

(セーフティネット支援対策等事業費補助金(255億円)の内数)

また、母子加算については、平成21年4月から廃止する(3年計画の最終年次)。

9 持続可能で安心できる年金制度の構築

7兆7,537億円(7兆4,258億円)

○年金給付費国庫負担金

※ 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに係る経費の平成21年度における取扱いについては、「基本方針2008」に基づく税体系の抜本的な改革と併せて予算編成過程において検討する。

平成21年度 税制改正要望事項（抄）

平成20年8月



第5 高齢者等が生き生きと安心して暮らせる福祉社会の実現

- ① 平成21年度までの基礎年金国庫負担割合2分の1の実現を図るための必要な税制上の整備

平成16年年金制度改正で定められた、平成21年度までの基礎年金国庫負担割合の2分の1を実現するために、所要の安定した財源を確保する税制上の整備を図る。

- ※② 企業型確定拠出年金における個人拠出の導入に係る掛金の所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の適用〔所得税、個人住民税〕

現在、企業型確定拠出年金については、個人拠出が認められていないが、現行の拠出限度額（他の企業年金なし：4.6万円、他の企業年金あり：2.3万円）の枠内、かつ、事業主の掛金を超えない範囲で認め、これを小規模企業共済等掛金控除の対象とする。

- ※③ 確定拠出年金の拠出限度額の引上げ〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税等〕

企業型及び個人型の拠出限度額を、老後の所得保障を担うために必要な所要の額まで引上げる。

- ※④ 個人型確定拠出年金の加入対象者の見直しに係る掛金の所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の適用〔所得税、個人住民税〕

確定給付型の企業年金のみを実施し、企業型確定拠出年金を実施していない企業の従業員についても、個人型確定拠出年金の加入を認める。

- ⑤ 療養病床の転換に係る特別償却制度の適用期限の延長〔法人税〕

療養病床の再編成に伴い、療養病床から老人保健施設等への転換に際し、増改築をした場合、基準取得価額の15%の特別償却を認める特例措置について、適用期間を療養病床再編成が終了する平成24年3月31日まで延長する。

- ⑥ 介護費用に係る所得控除制度の創設〔所得税、個人住民税〕

要援護高齢者・障害者の介護に要する費用に係る控除制度を創設する。

- ⑦ 民間介護保険加入者に係る所得控除制度の創設〔所得税、個人住民税〕

民間介護保険加入者の支払保険料に対し、現行の生命保険料控除とは別枠の所得控除（所得税5万円、個人住民税3.5万円）を創設する。

※⑧ 住宅のバリアフリー改修促進税制の期間延長〔所得税〕

現行の住宅のバリアフリー改修促進税制（i. バリアフリー改修工事に係る借入金の年末残高の2%を税額控除、ii. i以外の増改築等に係る借入金の年末残高の1%を税額控除）の改修工事対象期間を平成25年12月31日まで延長する。

※⑨ 高齢者の居住安定確保税制の創設等〔所得税、法人税、固定資産税〕

現行の高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制を延長・拡充するとともに、ケア付き賃貸住宅の建設について、所得税、法人税及び固定資産税の特例措置を創設する。また、一定の高齢者向け賃貸住宅のバリアフリー改修についても、所得税、法人税及び固定資産税の特例措置を創設する。

⑩ 高齢者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度及び課税の特例の創設〔所得税、法人税、固定資産税〕（再掲）

高齢者雇用に必要な施設・設備等への投資インセンティブを喚起し、また、高齢者を多数雇用する事業所の負担を軽減するため、取得する機械・設備等について割増償却制度及び固定資産税の軽減措置を創設する。